

(新) 朝倉苑居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人朝倉社会事業協会が経営する朝倉苑居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたっては、次の事項に努めるものとする。

- 2 利用者が要介護状態になった場合においても、利用者可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、常に配慮すること。
- 3 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮すること。
- 4 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこと。
- 5 事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 7 事業所は、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人 朝倉社会事業協会
朝倉苑居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 福岡県朝倉郡筑前町原地蔵 2226 番地 3

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 2名(専従1名、兼務1名)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
常勤数により配置し、必要に応じて増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡の可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次の通りとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談業務
- (5) その他利用者に対する便宜の提供
- (6) 利用者の相談を受ける場所は、事業所内の相談室や利用者宅とする。
- (7) 使用する課題分析票は、独自方式とする。
- (8) サービス担当者会議の開催場所は、原則利用者宅で行い困難な場合は相談室等で行う。
- (10) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、原則として毎月訪問するとともに、必要に応じて訪問する。

(居宅サービス計画原案の作成)

第7条

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名（記名押印）を受けるものとする。

(利用料等)

第8条

指定居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 利用者の選定により通常の事業実施区域以外に居住する利用者に対してサービスを提供する場合、原則的に交通費は徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、筑前町、朝倉市、大刀洗町、小郡市、筑紫野市、久留米市、うきは市の区域とする。

(苦情を処理するために講ずる措置の概要)

第10条

管理者は、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき、利用者やその家族からの苦情等があった場合、迅速に対応する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(医療機関との連携について)

第14条 医療機関との連携方法及び内容は、次の通りとする。

- (1) 居宅介護支援のサービス提供に際し、利用者やその家族に対して病院または診療所に入院した時はその入院した病院または診療所に、担当の居宅介護支援専門員の氏名と連絡先を伝えてもらうように予め依頼する。
- (2) 居宅介護支援専門員は居宅サービス事業者から利用者に関する情報を受けた時やその他必要と思われる事項がある時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他心身や生活の状況に関する情報のうち必要と認めるものについては、利用者の同意を得て、主治の医師、歯科医師または薬剤師に提供する。
- (3) 居宅介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求める。その意見を踏まえて居宅サービス計画を作成した際には、居宅介護支援専門員はその居宅介護サービス計画をその医師等に交付する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 完結する記録の保存期間は5年間とする。
- 5 この事項に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、平成 13 年 11 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、平成 18 年 3 月 20 日から一部改正施行する。
- この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から一部改正施行する。
- この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から一部改正施行する。